

マイナ保険証移行に伴う要介護認定申請（第2号被保険者）時の医療保険資格情報の確認方法について

1. 概要

令和6年12月2日以降、現行の健康保険証の発行が終了し、マイナ保険証（健康保険証の利用登録が行われたマイナンバーカードをいう。）を基本とする仕組みに移行することから、要介護認定申請における第2号被保険者等の医療保険加入の確認方法について周知するもの。

2. 医療保険加入の確認方法について

第2号被保険者の医療保険の加入関係については、マイナンバーを用いた情報連携を実施することにより確認をする。ただし、当該情報連携により確認が難しい場合には、以下の方法にて確認をすることとします。

(1) マイナ保険証を保有している場合

①～③のいずれかの方法により確認します。

- ① マイナポータルの「医療保険の資格情報画面（※1）」の提示
- ② 医療保険者が発行する「資格情報のお知らせ」の提示
- ③ 医療保険者が発行する「資格確認書」の提示

(2) マイナ保険証を保有しない場合

医療保険者が発行する「資格確認書」の提示により確認します。

※現行の健康保険証の有効期間内であれば、健康保険証（写）の添付で確認できます。

〈参考〉医療保険加入の確認ができる書類について

※1 医療保険の資格情報画面

スマートフォン等でマイナポータルにログインして医療保険加入情報を確認できます。

※2 資格情報のお知らせ

- ・医療保険者から、マイナ保険証を保有している者等に対して交付されます。
- ・氏名・生年月日、医療保険の被保険者番号、保険者情報等が記載されています。
- ・「資格確認書（※3）」が交付されたもの以外が対象となります。

※3 資格確認書

- ・医療保険者から、マイナンバーカードを取得していない者、マイナンバーカードを保有しているが健康保険証利用登録を行っていない者に対して交付されます。
- ・氏名・生年月日、医療保険の被保険者番号、保険者情報等が記載されています。
- ・原則として本人の申請に基づき交付されます。

◎「資格情報のお知らせ（※2）」及び「資格確認書（※3）」の交付方法等については、対象者が加入している医療保険者に確認してください。